

各 位

平成 25 年 10 月 24 日

ベンチャーファンド発行者名 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

(コード：8721)

代表者の役職・氏名 執行役員 木暮 康明

資産運用会社名 SBIアセットマネジメント株式会社

代表者の役職・氏名 代表取締役社長 西川 卓男

連絡先担当者名 商品企画部 袖山・小形

連絡先 TEL 03-6229-0180

平成 25 年 10 月 24 日投資主総会決議事項に関するお知らせ

平成 25 年 10 月 24 日開催の投資主総会において、下記の事項が承認、可決されましたのでお知らせいたします。

記

決議事項

第 1 号議案 規約一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

原案につきましては、添付の「投資主総会招集ご通知」をご覧ください。

第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、執行役員に木暮康明氏が選任されました。

第 3 号議案 監督役員 2 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監督役員に小西輝子、高橋邦明の両氏が選任されました。

以上

平成25年10月9日

投資主各位

東京都港区六本木一丁目6番1号
ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人
執行役員 木 暮 康 明

投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討頂き、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されず、かつ議決権行使書面が平成25年10月23日午後5時までに到着しないときは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項および第3項ならびに本投資法人規約第27条第6項および第7項により、本投資主総会の議案につき賛成されたものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に参入してお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第27条第6項

投資主が投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年10月24日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 3階「牡丹」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 規約一部変更の件(1)
議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」
(2頁から5頁)に記載のとおりであります。 |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監督役員2名選任の件 |

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名に委任することができます。この場合、投資主本人の議決権議決権行使書面とともに代理権を証する書面をご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.v-revitalize.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

第1号議案：規約一部変更の件

(1)変更の理由および変更箇所

- ①平成20年12月1日の公益法人制度改革関連法の施行に伴い、本投資法人が加入している社団法人投資信託協会において、一般社団法人への移行認可申請を行政庁に申請していましたが、平成25年1月4日付けで一般社団法人移行の認可を受け、名称を変更することとなったため、所要の変更を行うものであります。

附則 資産評価の方法および基準

- I 運用資産評価の原則
- II 金融商品取引所に上場されている有価証券
- VI その他

- ②平成25年7月16日付けで株式会社大阪証券取引所（以下、「大証」という。）と株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）の現物市場が統合されたことに伴い、大証のベンチャーファンド市場が閉鎖され、東証に新設されたベンチャーファンド市場に上場することとなったため、所要の変更を行うものであります。

附則 資産運用の対象および方針

- I 資産運用の基本方針
- II 資産運用の対象とする資産の種類、目的および範囲

附則 資産評価の方法および基準

- IV 未公開株式等
- V 投資事業有限責任組合の出資持分

- ③その他、必要な規定の加除、表記の統一及び明確化に伴う軽微な修正のため、所要の変更を行うものであります。

第6条（発行することができる投資口の総口数等）

第7条（投資主名簿等管理人）

第11条（資産運用の範囲等）

第25条（金銭の分配の方針）

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人規約の新旧対照表

（下線は変更部分を示します。）

現行規約	変更案
第2章 投資口	第2章 投資口
（発行することができる投資口の総口数等）	（発行することができる投資口の総口数等）
第6条（省略）	第6条（現行どおり）
②（省略）	②（現行どおり）
③ 本投資法人の投資口の <u>払込</u> 価額の総額のうち国内において募集される投資口の <u>払込</u> 価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。	③ 本投資法人の投資口の <u>発行</u> 価額の総額のうち国内において募集される投資口の <u>発行</u> 価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。
（投資主名簿等管理人）	（投資主名簿等管理人）
第7条 本投資法人は、投資口につき投資主名簿等	第7条 本投資法人は、投資口につき投資主名簿等

現行規約	変更案
<p>管理人を置きます。投資主名簿等管理人とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第117条の規定に従い、本投資法人が、その資産の運用および保管にかかる業務以外の業務にかかる事務を委託する者（以下「一般事務受託者」といいます。）のうち、投信法第117条第2号に定める、投資主名簿および投資法人債原簿の作成および備置きその他投資主名簿および投資法人債原簿に関する事務を、委託を受けて取り扱う者をいいます。</p> <p>②～③（省 略）</p>	<p>管理人を置きます。投資主名簿等管理人とは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」といいます。）第117条の規定に従い、本投資法人が、その資産の運用および保管にかかる業務以外の業務にかかる事務を委託する者（以下「一般事務受託者」といいます。）のうち、投信法第117条第2号に定める、投資主名簿および投資法人債原簿の作成および備置きその他投資主名簿および投資法人債原簿に関する事務を、委託を受けて取り扱う者をいいます。</p> <p>②～③（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第3章 資産運用</p> <p>（資産運用の範囲等）</p> <p>第11条 本投資法人は、その運用資産を投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合（以下「投資事業有限責任組合」といいます。）の出資持分（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）およびわが国の金融機関の発行する譲渡性預金証書ならびに次の有価証券（本邦通貨表示のものに限り、権利を表示する証券が発行されていない場合を含みます。以下「有価証券等」といいます。）に投資することができます。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 資産運用</p> <p>（資産運用の範囲等）</p> <p>第11条 本投資法人は、その運用資産を投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合（以下「投資事業有限責任組合」といいます。）の出資持分（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」といいます。）第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）およびわが国の金融機関の発行する譲渡性預金証書ならびに次の有価証券（本邦通貨表示のものに限り、権利を表示する証券が発行されていない場合を含みます。以下「有価証券等」といいます。）に投資することができます。</p>
<p>1.～10.（省 略）</p> <p>② （省 略）</p>	<p>1.～10.（現行どおり）</p> <p>② （現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第4章 資産評価および金銭の分配</p> <p>（金銭の分配の方針）</p> <p>第25条 本投資法人は、年1回、次に掲げる方針に基づき金銭の分配を行います。</p> <p>1.（省 略）</p> <p>2. 分配金額は、租税特別措置法第67条の15（以下「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定される本投資法人の配当可能利益の金額（以下「配当可能利益金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、分配可能金額を上限として本投資法人が決定する金額とします。なお、投資主に分配しない分配可能金額については、内部留保として、本投資法人の運営の健全性を高めるために積み立てるものとし</p> <p>3.（省 略）</p> <p>②～④（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 資産評価および金銭の分配</p> <p>（金銭の分配の方針）</p> <p>第25条 本投資法人は、年1回、次に掲げる方針に基づき金銭の分配を行います。</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）第67条の15（以下、「投資法人の課税の特例」といいます。）に規定される本投資法人の配当可能利益の金額（以下「配当可能利益金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、分配可能金額を上限として本投資法人が決定する金額とします。なお、投資主に分配しない分配可能金額については、内部留保として、本投資法人の運営の健全性を高めるために積み立てるものとし</p> <p>3.（現行どおり）</p> <p>②～④（現行どおり）</p>

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;">資産運用の対象および方針</p> <p>本投資法人規約第10条に基づき別に定める資産運用の対象および方針は、次のものとします。</p> <p>I 資産運用の基本方針</p> <p>運用資産の運用は、わが国の株式等を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>投資事業有限責任組合の出資持分への投資を含め、わが国の未公開企業（民事再生法或いは会社更生法等の適用などにより未公開となった企業を含む。）の発行する株式等（以下「未公開株等」という。）および金融商品取引所で取引されている株式の発行会社のもので、上場後5年以内の株式券等（以下「上場株式等」といいます。）への投資額の合計（以下「株式等投資額」という。）が純資産額の70%以上となり、かつ、未公開株等への投資額が株式等投資額の50%以上とすることを基本投資配分とします。</p> <p>また、わが国の地方経済の発展および地方分権への流れを中長期的に捉え、その中心となると考えられる大阪府下の未公開株等に運用資産の20%から30%程度を投資することを基本とします。</p> <p>ただし、本投資法人設立当初および投資する未公開企業の公開時等、上記基本投資配分等が維持されないことがあります。</p> <p>II 資産運用の対象とする資産の種類、目的および範囲</p> <p>① 特定資産</p> <p>a 種類および目的</p> <p>イ. 有価証券</p> <p>わが国の株式等を主要投資対象とし、リスク・ヘッジ、業種分散および流動性を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的として投資します。</p> <p>主要投資対象とするわが国の株式等とは、次に掲げるものとします。</p> <p>(1) 未公開株式等</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 投資事業有限責任組合の出資持分 (省 略)</p> <p>ロ. ～ハ. (省 略)</p> <p>b (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p style="text-align: center;">資産評価の方法および基準</p> <p>本投資法人規約第23条第1項に基づき別に定める資産評価の方法および基準は、次のものとします。</p> <p>I 運用資産評価の原則</p> <p>①～④ (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">資産運用の対象および方針</p> <p>本投資法人規約第10条に基づき別に定める資産運用の対象および方針は、次のものとします。</p> <p>I 資産運用の基本方針</p> <p>運用資産の運用は、わが国の株式等を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>投資事業有限責任組合の出資持分（以下「未公開株等関連資産」といいます。）への投資を含め、わが国の未公開企業（民事再生法或いは会社更生法等の適用などにより未公開となった企業を含む。）の発行する株式等（以下「未公開株等」といいます。）および金融商品取引所で取引されている株式の発行会社のもので上場後5年以内の株券等（以下「上場株式等」といいます。）への投資額の合計（以下「未公開株等投資額」といいます。）が純資産額の70%以上となり、かつ、未公開株等（未公開株等関連資産を通じて保有する未公開株等を含みます）への投資額が未公開株等投資額の50%以上とすることを基本投資配分とします。</p> <p>また、わが国の地方経済の発展および地方分権への流れを中長期的に捉え、その中心となると考えられる大阪府下の未公開株等に運用資産の20%から30%程度を投資することを基本とします。</p> <p>ただし、本投資法人設立当初、投資する未公開企業の公開時および市場環境等、上記基本投資配分等が維持されないことがあります。</p> <p>II 資産運用の対象とする資産の種類、目的および範囲</p> <p>① 特定資産</p> <p>a 種類および目的</p> <p>イ. 有価証券</p> <p>わが国の株式等を主要投資対象とし、リスク・ヘッジ、業種分散および流動性を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的として投資します。</p> <p>主要投資対象とするわが国の株式等とは、次に掲げるものとします。</p> <p>(1) 未公開株等</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 未公開株等関連資産 (現行どおり)</p> <p>ロ. ～ハ. (現行どおり)</p> <p>b (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">資産評価の方法および基準</p> <p>本投資法人規約第23条第1項に基づき別に定める資産評価の方法および基準は、次のものとします。</p> <p>I 運用資産評価の原則</p> <p>①～④ (現行どおり)</p>

現行規約	変更案
<p>⑤ 運用資産の評価方法および評価額は、開示を原則とします。</p> <p>なお、本投資法人の決算にあたって作成する計算書類等は、「投信法」、「投資法人の計算に関する規則」、社団法人投資信託協会の評価規則、本投資法人規約および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い作成されるものとします。</p> <p>II 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所における終値またはこれに準ずるものとして金融商品取引所が発表する基準値段（以下「終値等」といいます）により評価することを原則とします。ただし、評価日において終値等がない場合は、気配値で評価することができるものとします。また、評価日において気配値もない場合は、直近の終値又は気配値で評価することができるものとします。</p> <p>①（省略） ② 東京市場を除く二つ以上の市場に上場されている有価証券については、社団法人投資信託協会で決定した市場の評価相場で評価することを原則とします。</p> <p>III 上場予定有価証券（省略）</p> <p>IV 未公開株式等 未公開株式等は時価のない有価証券として、別に定める「未公開株式等評価準則」に従い評価するものとします。</p> <p>また、本投資法人が大阪証券取引所へ上場した以降は、換金・流通市場における投資家の利便性に供するため、次の各号に従い保有未公開株式等の評価を行います。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>V 投資事業有限責任組合の出資持分 投資事業有限責任組合の持分の評価にあたっては、別に定める「未公開株式等評価準則」に従い評価するものとします。</p> <p>また、本投資法人が大阪証券取引所へ上場した以降は、換金・流通市場における投資家の利便性に供するため、投資事業有限責任組合の純資産額から算出された単位当たりの持分価額で評価を行います。</p> <p>VI その他 上記に定めがない場合には、「投信法」、「投資法人の計算に関する規則」、社団法人投資信託協会の評価規則、本投資法人規約および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準をもって、運用資産の評価を行うものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>⑤ 運用資産の評価方法および評価額は、開示を原則とします。</p> <p>なお、本投資法人の決算にあたって作成する計算書類等は、「投信法」、「投資法人の計算に関する規則」、一般社団法人投資信託協会の評価規則、本投資法人規約および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い作成されるものとします。</p> <p>II 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所における終値またはこれに準ずるものとして金融商品取引所が発表する基準値段（以下「終値等」といいます）により評価することを原則とします。ただし、評価日において終値等がない場合は、気配値で評価することができるものとします。また、評価日において気配値もない場合は、直近の終値又は気配値で評価することができるものとします。</p> <p>①（現行どおり） ② 東京市場を除く二つ以上の市場に上場されている有価証券については、一般社団法人投資信託協会で決定した市場の評価相場で評価することを原則とします。</p> <p>III 上場予定有価証券（現行どおり）</p> <p>IV 未公開株等 未公開株等は時価のない有価証券として、別に定める「未公開株式等評価準則」に従い評価するものとします。</p> <p>また、本投資法人が金融証券取引所へ上場した以降は、換金・流通市場における投資家の利便性に供するため、次の各号に従い保有未公開株等の評価を行います。</p> <p>①～②（現行どおり）</p> <p>V 投資事業有限責任組合の出資持分 投資事業有限責任組合の持分の評価にあたっては、別に定める「未公開株式等評価準則」に従い評価するものとします。</p> <p>また、本投資法人が金融証券取引所へ上場した以降は、換金・流通市場における投資家の利便性に供するため、投資事業有限責任組合の純資産額から算出された単位当たりの持分価額で評価を行います。</p> <p>VI その他 上記に定めがない場合には、「投信法」、「投資法人の計算に関する規則」、一般社団法人投資信託協会の評価規則、本投資法人規約および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準をもって、運用資産の評価を行うものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員 木暮 康明は、平成25年11月4日をもって任期満了となりますので、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における執行役員の任期は、平成25年11月5日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 および重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
木暮 康明 (昭和34年 5月26日)	平成14年 5月 エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社(現SBIアセットマネジメント株式会社) 取締役運用本部長兼運用企画部長 平成15年 9月 ベンチャー・リヴアイタライズ証券投資法人執行役員(現任) 平成17年 7月 SBIアセットマネジメント株式会社取締役運用本部長兼運用部長兼運用企画部長 平成19年 6月 同社 取締役運用本部長兼運用部長 平成19年 7月 同社 取締役運用本部長兼運用部長兼運用企画部長 平成22年11月 同社 取締役運用本部長兼運用部長 平成23年 4月 同社 代表取締役社長兼運用本部長兼運用部長 平成24年 6月 同社 代表取締役社長兼運用部長 平成25年 6月 同社 取締役運用部長(現任)	600口

(注) 執行役員の候補者木暮康明は、本投資法人の資産運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の取締役運用部長を兼務しておりますが、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第13条に基づき、平成15年9月26日付けで金融庁長官より兼職の承認を得ております。

第3号議案：監督役員2名選任の件

監督役員 小西 輝子、高橋 邦明は、平成25年11月4日をもって任期満了となりますので、新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、平成25年11月5日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 および重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	小西 輝子 (昭和18年9月16日)	昭和46年4月 弁護士登録 坂本建之助法律事務所勤務 昭和52年7月 婦人総合法律事務所(現お茶の水 共同法律事務所) 共同経営 昭和61年10月 小西輝子法律事務所開設(現任) 平成14年3月 ベンチャー・リヴァイタライズ証 券投資法人監督役員(現任)	0口
2	高橋 邦明 (昭和44年5月18日)	昭和63年4月 気象庁入庁(運輸技官) 平成12年4月 弁護士・弁理士登録 松井小川法律特許事務所勤務 平成14年2月 物理法律特許事務所開設 平成14年3月 ベンチャー・リヴァイタライズ証 券投資法人監督役員(現任) 平成15年6月 ホープ法律事務所共同経営(現任)	0口

(注) 各監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第91条第1項および本投資法人規約第27条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

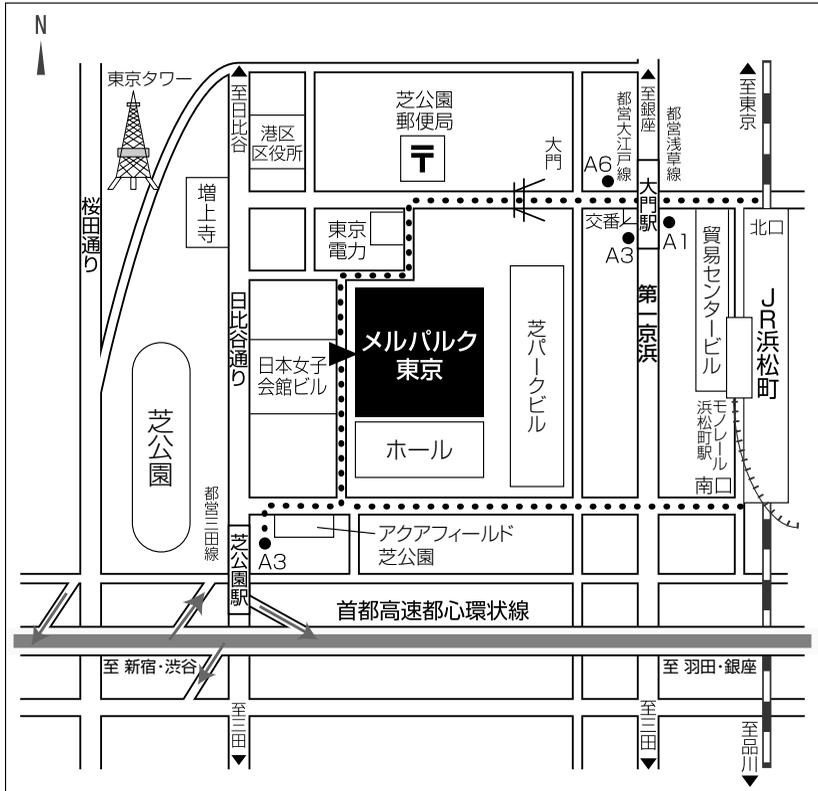
以 上

投資主総会会場ご案内図

メルパルク東京

〒105-8582 東京都港区芝公園 二丁目 5 番 20 号

代 表 TEL. 03-3433-7211



交通のご案内

- JR
浜松町駅(北口)又は(南口)S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分
- モノレール
浜松町駅(北口)から徒歩8分
- 地下鉄
芝公園駅(都営三田線)A3出口から徒歩2分
大門駅(都営浅草線「京浜急行乗入」、都営大江戸線)
A3出口から徒歩4分 A6出口から徒歩4分 A1出口から徒歩5分